

よくあるお問合わせ

問1. 表決権を世帯単位で一票とすることはできるのか。

答 認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々一個の表決権を有することとなります。

なお、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の1票」とする旨を定めることは可能であると解されます。また、同項を適用する場合でも、世帯内の会員の表決権を奪うものではありません。

ただし、規約の変更や財産処分および解散の議決、代表者や監事の選任などの重要事項に関して世帯単位で表決することは適当ではありません。

問2. 未成年に表決権はあるのか。

答 民法第5条の規定から、総会において表決するには法定代理人（例：親権者等）の同意を要することとなります。

問3. 構成員を世帯単位とすることは可能か、また未成年者は構成員に含まれるのか。

答 構成員とは住民個人であり、世帯主だけでなく世帯員も構成員に含まれるので、未成年者も構成員に含まれます。そのため、総会における定足数は未成年者を含む全構成員で考えていただく必要があります。

問4. 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、生まれたばかりの子供も記載する必要はあるのか。

答 地方自治法上での構成員とは、自然人たる住民個人であり、性別、年齢等を問わないものであり、構成員は世帯でとらえるのではなく、構成員であれば、世帯主のみならず、世帯員も名簿に記載する必要があります。

なお、地縁の団体の区域に有するすべての個人は、構成員となることができますが、すべての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、その相当数の者が構成員となっていれば認可されるものです。

したがって、生まれたばかりの子供についても、住民なのですべて名簿に記載しなければならないというものではありません。